

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2		府省庁名 <u>                    </u> 国税庁
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )		
要望項目名	試験研究等を目的とする独立行政法人への寄付金に係る指定寄付金制度の創設		
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>独立行政法人酒類総合研究所に寄附した個人、法人を対象とした措置である。</p> <p>* 独立行政法人とは、公共性の高い事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間の主体に委ねると実施されないおそれのあるものの実施主体である。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>独立行政法人酒類総合研究所への寄付金に関する全額損金算入できる指定寄付金への指定について、法人税において当該措置が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p>		
関係条文	地方税法第23条1項3号・第72条の23第1項・第292条第1項第3号		
要望理由	<p>試験研究等を目的とする独立行政法人酒類総合研究所への寄付金について、他省庁が所管する研究開発独法と同様に、「全額損金算入できる指定寄付金に指定する制度の創設」を要望する。</p> <p>独立行政法人整理合理化計画(H19.12.24閣議決定)で、独法の自律化に関する横断的措置として、寄付金募集の拡大に向けた取組の強化を盛り込んだところであり、これを税制面から促進する必要がある。</p> <p>研究開発力強化法(H20.10.20施行)で、研究開発法人等の研究開発能力の強化のための措置として、事業者等からの資金の受入れ促進、研究開発法人の自律性・柔軟性・競争力の向上等が規定されており、研究開発分野の資金確保対策が緊急の課題となっている。</p> <p>(注) 独立行政法人酒類総合研究所は、研究開発力強化法第2条第8項に規定する研究開発法人である。</p>		
減収見込額	(初年度)	— (—)	(平年度) 0 (—) (単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税 特定公益法人制度 (独立行政法人酒類総合研究所は特定公益増進法人に該当)</p> <p>・ 融資、補助金その他 運営費交付金を受けている。</p>	
	22年度の望	<p>・ 国税 独立行政法人酒類総合研究所への寄付金促進税制の創設</p> <p>・ 融資、補助金その他 運営費交付金を受けている。</p>	
過去の要望経緯	平成21・22年度税制改正要望において、「独立行政法人に対する寄付金に係る指定寄付金制度の創設」で行革本部から要望。		
本要望に対応する縮減案			